

国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部に置く室に関する細則

平成29年3月27日制定

平成29年細則第10号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部規程（平成29年規程第号）第6条第4項の規定により、国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部（以下「本部」という。）に置く男女共同参画推進室、若手研究者育成等支援室及び障がい者等支援室（以下「各室」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 男女共同参画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ダイバーシティに関する意識改革、教育及び広報に関すること。
- (2) 女性研究者支援に関すること。
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- (4) 仕事と育児等の両立支援に関すること。
- (5) ポジティブ・アクションの促進に関すること。
- (6) 地域及び企業とのダイバーシティ推進の連携に関すること。

2 若手研究者育成等支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ダイバーシティに関する意識改革、教育及び広報に関すること。
- (2) 女性研究者支援に関すること。
- (3) 若手研究者支援に関すること。
- (4) 若手研究者のリーダー育成に関すること。
- (5) 次世代研究者育成に関すること。

3 障がい者等支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ダイバーシティに関する意識改革、教育及び広報に関すること。
- (2) 障がい者雇用の促進に関すること。
- (3) 再雇用の安定確保に関すること。
- (4) ユニバーサルデザイン等に関すること。

(構成)

第3条 各室にそれぞれ室長を置き、必要に応じて副室長を置くことができる。

2 副室長は、室長が指名する者をもって充てる。

3 副室長は室長を補佐し、各室の業務を処理する。

4 各室の業務を円滑に実施するため、推進員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部から選出された教員 各4人
- (2) 総務部総務課長
- (3) 総務部人事課長
- (4) 研究推進部研究推進課長
- (5) 財務部財務企画課長
- (6) 財務部施設企画課長
- (7) 学生支援部教育支援課長
- (8) 学生支援部入試課長
- (9) 医学・病院事務部総務課長
- (10) 総務部人事課業務支援室長
- (11) その他各室長が必要と認める者

5 前項各号の推進員は、担当する業務により、各室に所属する。

(推進員)

第4条 前条第4項第1号の推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第4項第1号の推進員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間と

する。

(事務)

第5条 各室の事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、各室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年細則第20号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年細則第4号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年細則第18号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年細則第10号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年細則第2号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。